

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

(あて先) 京都府知事		2006年		
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区中堂寺南町134		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 京都リサーチパーク株式会社 代表取締役 浅井 邦茂 電話 075 - 322 -		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項 (第18条第2項、第18条第3項) の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	リサーチパーク運営(テナントビル運営)			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成 17 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月			
基本方針	エネルギー設備の整備、省エネルギーに繋がる効率的な運転を行うことによりエネルギー消費を削減すると共に空調設定温度の見直し、省エネ機器採用推進などにより10%以上のCO2削減を目指す。			
推進体制	社長を筆頭に営業技術部が地区全体のエネルギーの効率的な運用と設備更新計画の推進を図り、営業部がテナント顧客に対して省エネルギーの推進を啓蒙することで地区全体のCO2削減を図っていく。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	17~18	駐車場	駐車場内におけるアイドリングストップの推進	
	17~18	東西地区電力	東西の電力統合を行いコージェネシステムの効率的な運用を図る。	
	17~19	照明設備	省エネルギー電球を随時導入し、消費電力の削減を図る。	
	17~19	空調設定温度	テナント室内を除く可能な部分で冷房28℃、暖房20℃設定として空調エネルギー量削減を図る。	
18~21	東地区熱源設備	高効率ボイラー発電機と排熱投入型ガス吸収式冷温水器の導入で東地区1次エネルギー量6%削減。		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度 (実績) (17)年度 (二酸化炭素換算 (t))	目標年度 (計画) (19)年度 (二酸化炭素換算 (t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	6,197 t	6,087 t	-1.8 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 6,197 t	*2 6,087 t	-1.8 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度 (計画) 取組量等 (二酸化炭素換算 (t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m <sup>3</sup>	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t	
差引排出量 (排出合計 - 削減等合計)	*1 6,197 t	(*)-(*)3 6,087 t	-1.8 %	
特記事項	平成17年度共用部(自家使用含む)床面積: 47,534m <sup>2</sup> 炭素原単位は0.130t/m <sup>2</sup> 。平成18年度に新棟1棟建設に伴い、平成19年度は共用部床面積: 50398m <sup>2</sup> となるが、炭素原単位: 0.121t/m <sup>2</sup> となり原単位は6.9%削減となる。さらに平成21年には東地区、24年には西地区の熱源機更新を計画、これにより大幅にCO2排出量を削減予定			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。